

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ニッコー株式会社			コード	5343
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	武山 政直	社外取締役	○													○		有
2	加藤 佑	社外取締役	○										○					有
3	越後 純子	社外取締役	○													○	新任	有
4	松田 均	社外監査役														○		
5	村瀬 孝子	社外監査役														○		
6	小杉 俊哉	社外監査役														○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		経済学を専門とする大学教授として豊富な経験と高い見識を有し、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するとともに必要な監督機能を期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員とし指定しています。
2	ハーチ株式会社の代表取締役であり、同社と当社は過去にサステナブル活動に関する業務委託契約を交わしておりましたが、現在は既に終了しており、その他の取引の内容、金額等は当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況から勘案して特筆すべき取引関係にはなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	経営者、大学研究所所員および一般社団法人等のアドバイザーとして豊富な実務経験と専門的知見を有し、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行い、当社の持続的な企業価値向上に資することが期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員とし指定しています。
3		弁護士、医師および最高意思決定機関等のメンバーとして豊富な実務経験と専門的知見を有し、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行い、当社の持続的な企業価値向上に資することが期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員とし指定しています。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに名証の上場管理担当者までご連絡ください。